

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調 査 係

建設常任委員会会議録（13年4定）			
日 時	平成13年12月17日（月）	開 議	午後 2 時 4 0 分
		散 会	午後 6 時 3 1 分
場 所	第 3 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	新野委員長、古沢副委員長、松本（光）・松本（聖）・久末・八田・武井・高橋 各委員		
説 明 員	水道局長、土木部長、建築都市部長、用地対策室長、市街地活性化対策室長、下水道事業所長、その他関係次長、課長、所長、及び主幹		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

開議 午後2時40分

○委員長

ただいまから会議を開きます。本日の会議録署名員に、松本光世委員、武井委員をご指名いたします。

継続審査案件を一括議題といたします。理事者から報告がありますので、順次、説明願います。

石狩西部広域水道企業団の用水供給、建設事業費、経営経費の負担に関する基本協定書の改定について。

○（水道）工務課長

水道局より、石狩西部広域水道企業団の用水供給、建設事業費、経営経費の負担に関する基本協定書の一部改定について、ご報告いたします。

当別ダム、及び企業団の専用施設の規模、事業費が確定されたことに伴い、負担率に対する構成団体の認識が一致しましたので、その内容についてご報告いたします。

資料1の1ページをご覧ください。水道用水供給事業計画の概要でございます。主な改正点を申し上げます。

計画一日最大供給量については、1日当たり22万5,700トンが、札幌市の必要水量の大幅減で、10万7,700トンでございます。計画目標年度、事業工期につきましては、札幌市の計画が先送りされたことに伴いまして、各々ここに記載したとおりになってございます。総事業費は、750億6,000万円が772億5,600万円となっております。

続きまして、用水供給計画でございます。

札幌市は用水供給量につきまして、人口の伸びの鈍化により17万トンが4万8,000トンに変更になってございます。小樽、石狩は変わりがございません。

当別町につきましては、人口増が見込めるということで1万600トンが1万4,600トン、この結果として、1日当たり22万5,700トンが10万7,700トンに変更になってございます。

続きまして、当別ダム計画の概要でございます。

水量減に伴いまして、ダム規模も縮小されてますが、堤頂長については、左岸側に脆弱な岩盤があり、岩着のため15メートル増になっています。建設事業費については、当初650億円が723億円となっています。

水道負担率につきましては35%から、水量減により5.2%減の29.8%になってございます。

2ページをご覧ください。負担金アロケーションでございます。

ダム建設事業費につきましては、当別ダムの建設事業費でございます。22万トンダム売りした場合、650億円に対しまして水道負担率が35%、負担金が227億5,000万円、うち出資金が3分の1なので、75億8,300万円です。このときの小樽市の負担は、水量アロケーションにより、2.14%の1億6,200万円です。

次の項目の認可計画は、現時点で22万トンダム売りした場合の再計算であります。ダム建設事業費が803億円、負担率35%とされておりまして、小樽市の負担金は、2.14%の2億100万円となっています。

その右側の再評価後は、現時点で10万7,700トンですが、11万トンダム売りした場合の建設費です。723億円、5.2%減りまして、29.8%の負担率で、負担金が215億4,500万円でございます。

この時の小樽市負担金が、4.53%の3億2,500万円でございます。この3億2,500万円と、先ほどの22万トンダム売りした場合の、2億100万円との差の1億2,400万円、これは水量減による他市町への影響と書いていますが、札幌市の水量減に伴い、他の構成団体の不利益にならないように誠意を持ってという札幌の姿勢であります。

3億2,500万円から1億2,400万円を引きますと、当初総合計は2億100万円になります。平成4年から13年までお支払いした額が4,700万円でございますので、差引きしますと、3.1%の1億5,400万円でございます。

以下、水道施設事業費につきましても、その下の負担金、事務的経費につきましても、同じような理論計算をしてございまして、一番右側の影響分込み負担額の今後負担額の欄で、水道施設につきましては、4.08%の6億500万円、負担金等につきましては、3.71%の7,000万円となっております。

次に、主要な事業の確定に伴い、構成団体間で平成4年2月20日付で締結済みの、石狩西部広域水道企業団の用

水供給、建設事業、経営経費の負担に関する基本協定の一部を改定する協定書（案）が、企業団から示されており
ますので、ご報告いたします。資料１の３ページをご覧ください。

３ページ、４ページにつきましては、今ご説明しました供給水量、配分水量が変わったことと、負担割合の変
った数字を並べてございます。

５ページをごらんください。５ページは、今の協定書の改定という形で、左側に現協定、右側に改定案として書
いてございます。

第１条の供給水量と配分量でございますが、日最大22万 5,700立方メートルが日最大10万7,700立方メートルに変
更になってございます。以下、構成団体の数字が一様に变化してございます。

第３条の経費の負担でございます。ここは変更はございませんが、「別紙のとおりとする。」という別紙が下に
書いてございます。これにつきましても、先ほどご説明いたしました負担率に変更になってございます。

第４条の附則でございます。これにつきましては、新しい事項として、この協定は平成14年４月１日から適用す
る、このようになってございます。

以上、ご説明した改定協定書のとおり、本市として締結いたしたいと考えております。

○委員長

次に、石狩西部地域広域的水道整備計画改定案について。

○（水道）工務課長

水道局より、石狩西部地域広域的水道整備計画についてご報告いたします。

小樽市が平成３年11月７日付で同意いたしました石狩西部地域広域的水道整備計画については、今回、企業団の
需要水量の変更に伴い、石狩西部圏域の給水人口及び日最大必要量等が変更になったことで、北海道から、平成13
年12月６日付で改定案の協議がありましたので、ご報告いたします。

資料２をごらんください。対比表という形で、現計画を左側に載せまして、改定案が右側にあります。

基本方針の中で、１の計画の目標及び計画期間の中で、その計画期間を平成３年度から平成27年度とする、この
部分を平成13年度から平成47年度とする。

２の施設整備に関する基本方針ですが、区域内に企業団営の水道用水供給事業を新設し、その後、平成４年に石
狩広域西部水道企業団が設立されていますので、石狩広域西部水道企業団による変更になっています。

大きな２、区域に関する事項でございます。

需要水量と供給の見通しですが、平成27年度を平成47年度とし、この給水区域の給水人口は約 231万 6,000人を
約 229万 5,000人に、需要水量は１日最大約 121万 3,000立方メートルを約 107万 5,000立方メートルに、このう
ち、新たな水源を必要とする水量は１日最大22万 5,700立方メートルを10万 7,700立方メートルに、３の根幹的水
道施設の設置その他基本的事項の中では、施設整備に関する事項で、当別川水系当別ダムによる地域水源を開発す
るを、当別ダムは石狩西部広域水道企業団の水源としてオーソライズされておりますので、当別ダムの水源とする
変更になってございます。

その主要部分は、取水量の１日最大23万 7,900立方メートルを11万 8,000立方メートルに、供給量１日最大22万
5,700立方メートルを10万 7,700立方メートルに変更するものです。このことにつきましては、改定案のとおり合
意いたしたいと考えております。

道は、圏域市町村の合意を得て、平成14年第１回定例道議会に改定計画を提案すると聞いております。

○委員長

次に、鉛給水管の使用状況について中間報告がございました。

○（水道）給水課長

水道局より、鉛給水管の使用状況等について報告いたします。資料の３をごらんください。

5月14日付で道の環境政策部環境室から鉛給水管の使用状況についての調査依頼があり、使用件数としましては約4,000軒、布設延長を約30キロメートルと報告しておりましたが、その後、調査した結果、11月28日現在、鉛給水管使用件数は2,267件であり、これは全回線数6万1,604件のうち3.7パーセントに当たります。

また、布設延長は15.5キロメートルであります。

今後の対応につきましては、鉛の影響を受けやすい5歳以下の乳幼児のいる32世帯につきましては、布設延長の長短を問わず、全戸について水質検査を実施する予定であり、現在、20世帯について検査済みです。

その結果、朝一番の管内滞留水を放流しても新基準である0.012グラム／リットル以下にならない1世帯につきましては、試験的に浄水器を設置しました。その結果は大変に効果が出ておりますので、引き続き1年間観察を行ってまいります。

布設延長が3メートル以下の場合は、他都市の調査結果では、洗面器1杯、約5リットルの放流量で新基準以下になると報告されております。新基準以下となる放流量の確認を行うため、布設延長3メートル以下の家屋834軒のうち、約50軒を無作為に抽出し、水質検査を実施し、使用方法について個別指導を行いたいと考えています。

布設延長が3メートルを超える場合には、布設替えの要請及び運用方法などについて、個別指導を行っていきたいと考えております。

○委員長

以上で報告説明を終わります。これより一括質疑に入ります。

順序は、共産党、自由民主党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。まず共産党。

○古沢委員

石綿管の更新について

最初に、今報告のありました鉛管ともちょっと関連いたしますが、石綿管の更新についての進捗状況と今後の見通しについてお知らせください。

○（水道）工務課長

石綿管につきましては、平成12年度末で1,982メートルの残存であります。本年度は、5路線、延長で1,358メートルを布設替えし、残りは624メートルであります。

議会ともお約束しているとおり、平成14年度で全面更新の予定であります。一部、地権者の問題で、布設替えができない可能性があることをつけ加えさせていただきます。

○古沢委員

関連して、今まで、この更新事業に要した事業費と、今後、見込まれる事業費はどのくらいになりますか。

○（水道）工務課長

石綿管の布設替えにつきましては、配水管整備事業という大きな枠の中でやっております。石綿管だけ今までどのくらいかかったのかということにつきまして、今ここには資料がございません。

今後の見通しですが、残り624メートルですから、約5,000万円ほどと考えております。

○古沢委員

実は、今年の春以降、国会で水道法の一部改正に関連してだと思いますが、議論がされておまして、ちょっと教えてほしいのですけれども、その議論の中で、厚生労働大臣が、「石綿セメント管、石綿管でありますとか、老朽管の更新事業、こうしたものにつきまして、国庫補助を行って、できるだけ早く皆様のご要望にお応えしていきたいと思っています」と。

これは今年5月の厚生労働委員会での坂口大臣の答弁ですが、例えば、これから石綿管の更新で5,000万円がかかります。それから、鉛管の更新等の事業も進めていかなければいけない。この国会答弁は、市に何かプラス要素が

ある答弁であれば思ったのですが、どう理解したらよろしいでしょうか。

○（水道）工務課長

石綿管の補助採択の基準がございまして、人口が2万人以下、それと管路延長に占める石綿管の布設割合が1割以上であるというような取決めがございまして。

それと、小樽にとっては幸いと言ってよろしいかと思いますが、大規模地震対策特別措置法第3条第1項に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域であればということと、過去に大きな地震に遭っているところ、こういう要件がございまして、小樽の場合には対象とはならないと考えてございます。

鉛管につきましては、現在、国の方でいろいろやっているという話は聞きますが、すぐには補助採択の話にはならないと考えております。

○古沢委員

念を押しておきたいと思うのですが、3定で議論をしまして、鉛管の更新について、条例の12条を検討いただけないかという要請をしておきましたが、何かいいご答弁をいただけますか。

○水道局長

結論から言いますと、まだいい返事にはならないと思うのですが、その前に、先ほどの国会の質疑の関係について、私が承知している範囲内でご報告とご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、厚生労働大臣が、水道の老朽施設に対しても補助を云々といいますが、考えていかなければならないとした経過がございまして。これについては、従来、老朽の配水管、浄水場がありますが、これは全部、地方公共団体の水道局が賄いなさいと。つまり、住民の負担でやれるものは、従来の方法でやりなさいと。

大都市では、水道料金の中に、将来の更新にかかる経費を見っておくというのが、最近の水道料金の考え方なのですが、私ども中小の水道局にとっては、その分を水道料金にオンすることは、なかなか大変なこととして、そういう状況になっていない中で、今、全国の水道事業体の中で、私どもは戦前からやっていますが、戦後、配水管、浄水場、導水管等の水道施設が痛んできて、更新の時期が来た。これをまた住民負担だけでやるというのは、なかなか大変でないかという中で、この問題に、従来、私どもは取り組んでまいりませんでした。

ただ、日本水道協会という協会がございまして、各水道事業体はそこに所属をして、いろいろな展開をやってきました。それだけですと、なかなか全国運動にならない中で、実は、去年あたりから、全国市長会の運動にさせていただけないかということで、私どもからも全道市長会に提案をさせていただきました。

それで、老朽水道施設については、国の補助金を創設してほしいという全国運動を展開していただきたいと。全国市長会においても、これが採択されまして、全国的な機運になってきているという中で、水道法の改正で、今の問題については、国会で審議をいただきまして、厚生労働省の水道担当の課長も大変理解をしていただいておりますけれども、昨今の国の財政状況が大変厳しい中で、来年度、すぐこれが実行されることにはならないですが、全国ではそういう流れにあるということをご理解していただきたいと思います。

それから、鉛管につきましては、厚生労働省は、個人財産に公費負担をするのはおかしい、こういう見解なものですから、これについては、9月の3定でも皆さんからいろいろご意見をいただきまして、今やっておりますけれども、もう少し、全国の動きを見ていきたい。

実は、鉛管の取替えにも一定の国の補助金を導入ということは、同じところで要求してございます。そういう中で、何かいい手だてを今後とれないのか。これは15年4月からの適用でございまして、少し時間がかかりますけれども、もう少し考えさせていただきたいと思っています。

○古沢委員

石狩西部地域広域的水道整備計画について

それでは、石狩西部地域広域的水道整備計画についてお尋ねをいたします。

計画改定の報告説明をいただいたのですが、いろいろあるのでしょうかけれども、最も主たる理由といたしますか、大きな理由は、札幌市の計画変更だというふうに受けとめてよろしいのですか。

○（水道）工務課長

先ほど説明いたしました、札幌市の分が大幅に減ってしまった、それが主な理由でございます。

○古沢委員

現計画と改定案に関しまして、基本方針のところ、先ほども報告がありましたが、計画期間の最終年次が27年から47年と、20年間大幅に延長になっています。再確認ですが、これも報告にあったとおり、札幌市の計画の先送り主たる理由だということによろしいですね。

○（水道）工務課長

そのとおりでございます。

○古沢委員

同じく、区域に関する事項において、この水道用水の供給に関してですが、札幌市、石狩市、当別町においては全域供給する。しかし、小樽市においては、一部、石狩湾新港地域とした。その理由は何でしょうか。

○（水道）工務課長

先ほどの説明が少し不足でしたけれども、道が策定いたしました石狩西部地域広域的水道整備計画というのがございまして、石狩湾新港地域全体の水の手当ては、当別ダムを水源とする石狩西部広域水道企業団からの供給となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○古沢委員

念のために聞いておきたいと思うのですが、用水供給計画というものがございまして、石狩市が3万9,000トンですね。当別町が1万4,600トンでいいですね。供給地域は、石狩市も当別町も札幌市も、今言ったように全域ですから、要するに、石狩湾新港地域以外を含んでいるということですよ。

○（水道）工務課長

そのとおりでございます。

○古沢委員

同じく、この項の改定案で、需要水量と供給の見通しにおいて、給水人口が27年の231万6,000人から、20年延びて47年は229万5,000人に変わったと言っています。給水人口が2万1,000人減ですね。これで必要水量が日最大で22万5,700トンから10万7,700トンというふうに、大きく低下、半減以下に変わったわけですが、見直しをかけたら、給水人口が229万5,000人に減となっております。

ところが、小樽市は、20年延びても6,000トンなのです。一部、石狩湾新港地域ですから、小樽市は全域でなくて、要は、極端に言えば、街場の人は当別ダムの水の恩恵は、ただの一滴も受けない地域になるわけです。小樽市の人口減の問題というのは、なかなか大変ですけども、それらの小樽市の事情というのは、この中では一切関係なしということで理解してよろしいのですか。

○（水道）工務課長

そのとおりでございます。

○古沢委員

報告を受けながら思ったのですが、再評価をして、主な理由は札幌市の計画変更なのですけれども、当初の認可計画で、例えば、ダム建設事業は650億円です。これに対して、このうちの出資金の数字を見ましたら、見直しをした後、札幌市は当初の計画から見ると約8億円減です。小樽市は約4,000万円ほど増になります。石狩市が2億5,000万円ほど増です。当別町が2億7,000万円ほど増になるわけです。

いろいろありますよ。水道減による他市町への影響ということで、いわば詫び料みたいな形で札幌市がかぶりま

すというふうに言っているわけですが、当初計画から見れば、見直すことによって、持出し分の影響をプラス・マイナスで受けるとすれば、減らすことができるのは札幌市だけで、あとの3市町は結局は負担増というふうになっていると数字上は見えるのですが、そういうことでよろしいですか。

○（水道）工務課長

負担は多少は上がっているような状況になりますが、あくまでも、札幌市の水需要につきましては、当初、的確な数字をつかんで算出されたものと聞いていますけれども、昨今の社会情勢の変化等があり、札幌市は、水量減に伴う増加分につきましては、他構成団体に誠意を持って対応すると言っていますし、札幌市は、17万トンから10万7,700トンと、半分に下がってございますので、その誠意は私たちも感じているところです。

○古沢委員

要するに、1日最大22万5,700トン、これが半減より下がって10万7,700トンに計画の見直しをすることになったのですが、計画期間が20年延びたということも一定の影響があるのでしょうかけれども、それによって、計画そのものは、水量で言えば半減するわけですが、持出し負担分が増えるのは札幌市以外の3市町だということは、市民の目線から言えば、いかにも納得がいかないと思うのですが、どのように整理されていますか。

○水道局長

資料1の2ページにその部分が出ていますのですけれども、ちょっと難しいのですが、要は、22万トンという、平成3年の計画書に載っているものと同じものをつくるとすれば、今の単価で803億円、これがいわゆるダムの問題点だと言っているわけです。10年たつてすごく高くなる。この金額に着目していただきたいと思います。

今、22万トンの中身とすれば、例えば、石狩市は13億800万円ぐらいかかるわけです。それに対して、実際の負担は、アロケーションをやり直せば21億1,600万円になります。再評価後は。

札幌市がその分をかぶって13億800万円、つまり増減なしです。これは小樽も同じでございます。2億100万円は2億100万円です。本来であれば3億2,500万円のところを、2億100万円でいいというのが札幌市の誠意で、その分を札幌市が全部かぶったわけです。

当別が増えていきますのは、先ほど言いましたように、水利用が増えてその分増えたということで、これはダムの水道施設整備事業も同じ考えということで、調整が4市町でとれたということで、各団体に、札幌市がその影響分を全部かぶったということであれば、それはそれで誠意を持って対応していただいたということで、構成団体長の会議で、一定の結論として、了承ということで持ち帰ってきたということでございます。

○古沢委員

この問題では最後にしたいと思うのですけれども、局長が言うように、803億円に着目をすればそういうことになりますが、もともと、この計画そのものは、もう少しわかりやすく言えば、ダムの無駄か、無駄のダムかと言われる全国的な問題ですね。

当初計画650億円は、いわばバブル期の当初シナリオですけれども、そのまま走れば803億円になった。これは札幌市の計画変更がなくても、再評価、見直しをかけるという全国的な取組の中で言えば、803億が着目すべき出発ラインにはならないだろうというのが僕の意見です。

そもそも、ダム建設事業費で言っても650億円が、いろいろ紆余曲折はありましたけれども、大幅な札幌市の計画変更で、ダム建設全体の計画を縮小して、なおかつ650億円が723億円なわけですね。それから、水道施設事業費は523億円が554億円になるわけで、負担金については、また、上がるわけですが、これは、街場に出かけて行って、実はこうだと話をすると、わかりづらい話だと僕は思うのです。

しかも、施設整備やその他のことを抜きにして、水だけの問題で考えれば、札幌、小樽、石狩、当別で言えば、小樽は水が足りないところではないです。他の3つとは違います。そういったことから考えても、水が足りないというわけでもないのに、石狩湾新港地域に、こういう広域水道計画の中で持出しをしなければいけない、計画変更

しても、なお、それが増えるということであれば、この計画見直しは極めて不十分というか、これでは到底納得できないというのが私の意見であります。

市営住宅について

市営住宅の問題で、幾つかお尋ねしたいと思います。

最初に聞いておきますが、予算特別委員会で公明党の佐野委員から、オタモイの建替えに伴って、地域住民にまちづくりプランを示すという時期がいつになるか、その種の質問がありました。

当初、原部の方では、今年度の秋にはそういうプランを地域の住民の方に示していくことができる、それに基づいて、例えば、勝納の住宅に住替えを希望する人と、そういうプランをみて、住み慣れたオタモイに住み続けたいということで、住替えの場所をオタモイ地域内に希望する人、そういう作業が行われていくのだと思いますが、私は、秋にそういう説明が地域にされると思っていたのです。それが遅れた理由というのは何かありますか。

○（建都）住宅課長

確かに、私どもも、13年度秋にやろうということで、これにつきましては、当然、勝納への住替えという入居者の意向、そんなものがございまして、そういうことで住替えをやってきておりまして、遅れた理由と申しますのは、具体的に、ここがあれだということではなくて、地権者、あるいは入居の時点、こういった部分で動かすか、こういった部分も含めて、委員がおっしゃられたような、オタモイに住みたいというのですか、私どもは「ところてん方式」というのですが、押出しながら進めていく中で、何とか1月中には、当然、地権者もありますし、地域の住民、そういった手続もございまして、そういった中では、大変送れて申しわけございませんでしたけれども、1月中には何とかお示しするような方向で進んでいきたいと思っております。

○古沢委員

勝納の1棟が立ち上がるのが、年が明けて6月ないし7月ですね。6月が一応完了予定でしたか。

○（建都）住宅課長

7月末です。

○古沢委員

そうしたら、直ちに住替えの作業というものが始まるわけですから、課長が今おっしゃられた1月あたりに示していただくというのは、タイムリミットかなと思います。ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

建替え計画との関連もあつたりしますけれども、最近5カ年間における市営住宅の管理戸数の推移、それと合わせて入居戸数の推移、これをお示しください。平成9年と13年でいいです。

○（建都）住宅課長

ただいまの管理戸数と入居戸数ということで、平成9年では、管理戸数が3,393戸に対しまして、入居戸数は2,945戸、また、13年11月末では、3,508戸に対しまして、2,955戸となっております。

○古沢委員

平成9年の入居戸数は何戸でしたか。

○（建都）住宅課長

2,945です。

○古沢委員

平成13年度は予算で施設整備費が1億9,000万円ですが、平成9年度の施設整備費は幾らでしたか。

○（建都）住宅課長

平成9年度の施設整備費でございますけれども、2億4,824万8,000円ということになっております。

○古沢委員

そうすると、施設整備費が4分の1ぐらい減っているわけですが、その理由は何でしょうか。

○（建都）住宅課長

施設整備費につきましては、昭和60年に、新設団地の部分の収益を、一部整備基金ということで積み建てた経過がございます。これは、将来の大規模改善に備えて基金として積み建てたと聞いてございます。

この間、施設の老朽化とかいろんなことの中で、財政的な部分もございまして、利息の取崩しのほかに、原資を取りつぶしたという経過がございまして、平成9年の建設整備費のうち、3,200万円ほどが、整備積立て基金からの取崩しで財源調整をしている、こういった経過がございます。

その後、平成10年では残高がゼロといった中で、基本的には、そういった部分で、整備資金の財源確保が難しくなった状況があるのかなと考えております。

○古沢委員

この施設整備費は、維持補修費と言ってもいいのでしょうか。これは、住宅使用料の収入との関係で、予算編成の際に一定の目安があるのですか。幾らでしたか。

○（建都）住宅課長

基本的に、何パーセントというものは決まっていらないのですけれども、一応、小樽市としましては、住宅使用料の30パーセントほどを入居者に還元する、こういうような形を目安として30パーセントを設けてございます。

○古沢委員

平成9、10、11、12年、そして今年度と見まして、この目安がほぼ守られているのです。住宅収入の30%前後なのです。先ほど、管理戸数の推移、この5年間での動き、それから入居戸数の動きをお示しいただいたのですが、管理戸数も入居戸数も減ってはいらないのです。

ところが一方、住宅使用料は収入減ですから、その30パーセントという予算を編成すれば、自ずから施設整備費が減になってくるわけで、管理戸数も入居戸数も減っていないにもかかわらず、施設整備費が約4分の1落ち込んでいるわけです。これが結局、快適なといいますか、最低限必要な住宅の環境整備、その他修繕などに対しての要望に、なかなか応えられないという状況をさらに強くしている、そういう理由になっているのではないかと思うのですが、いかがですか。

○（建都）住宅課長

たしかに、そういったことで、入居者に応えられない部分もあるのかなと見ています。

ただ、小さい修繕、例えば、住戸内の部分であれば、必要最低限といいますか、そういった中での対応はしていますが、残念ながら、大改善、外壁とか下水道の切替えとか、こういった部分は2,000万円、3,000万円ベースでの事業費がかかる、こういうことでございます。そういった中では、必要最低限の部分は、今の1億9,000万円の中で進めさせていただいているのかなと思ってございます。

○古沢委員

具体的にお尋ねしたいと思いますが、塩谷にD団地があります。その手前にE団地がありますが、このDとEの建築年次と、それぞれ構造について教えてください。

○（建都）住宅課長

塩谷のD、Eともに昭和49年の建設でございます。構造としましては、鉄筋コンクリート造り、5階建の中層耐火構造となっています。

○古沢委員

いずれも築後27年経過している建物ですが、実は、道営住宅の場合には、修繕に対する基本的な考え方、修繕実施要綱、こういったものが、ある程度整備されています。道の場合、道営住宅を修繕する場合に、修繕の区分というものを設けておりますが、3つに区分けしています。それぞれどういうふうになっていますか。

○（建都）住宅課長

道の修繕の基本的な考え方は、これを資料で見えていますけれども、区分としましては、計画修繕、入退居時に修繕をします一般修繕、そのほか、エレベーター等の保守管理、このような区分になってございます。

○古沢委員

これに類するような形で、市営住宅の場合は整備されているものがありますか。

○（建都）住宅課長

市営住宅におきましては、基本的には、こういう要綱的な部分はありませんけれども、一応、計画補修基準ということで、区分といたしましては計画修繕なのですが、大規模補修的な部分、この例といたしましては、外壁とか屋上防水等々がございます。

また、2番目といたしましては、計画補修ということで、これは比較的金も少額ということになりますが、室内の塗装とか屋根のトタン塗装、こういったことになっております。

そのほか、入退居時であれば随時修繕、こういった区分になっております。

○古沢委員

それでは、道営住宅の場合の修繕の区分A、つまり計画修繕ですが、それと市の今言われた計画補修基準、それぞれ主なものを挙げてください。例えば、1つだけ例を言いますと、外壁の塗装については、道の計画修繕では18年経過と言っています。市の計画補修基準ではこれは20年となっておりますが、こういう形で、他に幾つか主なものを挙げてみてください。

○（建都）住宅課長

外壁塗装のほかに、例えば、屋根の塗装であれば、道の場合は10年以上経過という基準がございます。市としましては、計画補修の中では、一応目安としては7年という基準を設けてございます。

また、屋根の屋上防水ということですが、これにつきましては、道では、痛みが著しいものということで、目測の中でやっている感じで年数はありませんが、市では、15年が目安になってございます。

また、水道メーターの更新等につきましては、計量方法に基づくものですので、道と同じく8年ということになるかと思えます。

○古沢委員

僕もこれを見て、何となく不思議というか、釈然としないというか、例えば、市営住宅と道営住宅が混在している地域が小樽市には幾つもあります。そうした場合に、外壁の塗装は、18年、20年というふうに違う。

また別のものでは、今度は小樽市の方が短めで、道の方が長い年次で計画が組まれる。こういうものを、1回整理したらいいと思うのです。できるだけ、いい形で整理をしてみたらどうかと思うのです。

それでは、具体的に、先ほどお尋ねした塩谷のDとEを例にして、お尋ねしたいと思います。

塩谷のD、E団地で、市で言えば計画補修基準に沿った形で補修が行われた最近の年度と、その補修の内容について、わかればお知らせください。

○（建都）住宅課長

直近のDとEは、あそこはお風呂はガスで炊いていますので、ガス釜は平成11年にやっております。

また、大きな規模の部分といたしましては、外壁の断熱塗装といいますか、Dにつきましては平成2年、Eにつきましては平成5年に実施しております。

○古沢委員

外壁の塗装ですか。

○（建都）住宅課長

断熱塗装です。

○古沢委員

驚いてしまうのですが、塩谷のEは気にはなっていたのです。外壁の塗装替え、階段室、内壁の塗装替え、これは急がねば大変だという状態で、気にはしていたのですが、報告では、平成5年に外壁の断熱塗装をやっていますから、そうすると、計画修繕補修基準で言っても、はるか先になってしまいます。

実態をよく見ていただきたいのですが、私は、昭和47年に立ち上がってから、外壁塗装はやっていないのではないかと、実は、本日聞いたのですけれども、そうではなかった。何か原因がありますか。

○（建都）住宅課長

Eですけれども、昭和49年の建設です。平成5年の決算書で調べさせていただきました。そういった中では、一応、今言っているような外壁の断熱塗装が行われています。

それで、私は設計図書なりを調べてみたのです。その中で、E団地は、南面がバルコニーというのですか、ベランダになっている。また、裏面が北で、それと左右の両棲があります。それで、北面と左右の両側につきまして断熱の塗装をしたということで、南面につきましては、日当たりもいいですし、防水とか、そういう部分でも問題ないということで、その当時は塗装はかけなかったということです。狙いといたしましては、断熱効果を持たせる、こういった中で整備したという施工でございます。

○古沢委員

つまり、道路側から言うと、海側というか、裏側をやったのですか。

○（建都）住宅課長

はい。

古沢委員

塩谷のD団地、ここは福祉住宅で5階建てです。ここの入居者は、階段に手摺りが欲しいと言うのです。合わせて、これも気になっていましたけれども、自転車置き場も使えないような状態で、そのままになっていますが、何よりも、5階まで上がるのが大変だ。手摺りを何とかしてほしいという要望が出されております。それから、E団地からは、外壁、内壁の塗装、これが要望として上がってきています。

これらは計画修繕の中で、今後どのように組み込まれていくものなのか、お知らせください。

○（建都）住宅課長

確かに、今の手摺りの問題、あるいは特に階段室における塗装というのですか、こういった部分についても、通常の計画修繕の大修繕としては、位置づけされてございませんけれども、基本的には、入居者の高齢化等々の中では、対応していかなければならないと考えています。

また、私も把握していなかったのですけれども、全体的に、手摺りがついていないとは思っていましたが、実態としましては、今言ったようにDと、A団地も手摺りがついていないことも確認していますので、早ければ来年度早々にも、手摺りの設置について考えていきたいと考えています。

○古沢委員

ぜひ、急いでほしいのです。例えば、北海道の場合のことを参考にしたいと思うのですが、機能向上改善工事実施方針というものがあります。この方針を立てている目的は、安全性の向上と高齢者対応、居住環境の向上、このために整備をするとしていまして、その中で真っ先に挙げているのは、階段室の手摺り設置です。平成3年度以前に設置された階段室型の住宅で未設置の団地については、特に高齢化率が高いところから急いで整備をしていくというのが実施方針であります。

合わせて、窓の手摺りの設置も、昭和54年以前に建設された住宅のうち、平成5年に道の住宅課で手摺り仕様というものを定めているのですが、これに適合しないものについては整備をしていくというふうに、機能向上改善ということで取り組んでおりますから、ぜひ急いでいただきたい。

もう1つ、合わせて要望しておきたいのは、こうした機能向上改善の一環として、全国的にも今取り上げられて

きておりますけれども、中層、高層公営住宅での、特に階段式の住宅におけるエレベーター設置です。これは、ぜひ設置計画を、本腰を入れて検討していく時期に来ているのではないかと。これについての見解を、最後にお伺いしたいと思います。

○ **建築都市部長**

いろいろと住宅に関しての質疑がございました。今の話の中で、収益の30パーセント程度を維持補修関係に充てるといふことでの考え方は、踏襲してきていると思います。ただ、次期新設の基金の積立てが、残念ながら、金利環境が厳しくなったということで、非常に苦しいという状況にあります。

いずれにしても、高齢化が非常に進んでいる中で、特に古い建物については、住宅の居住環境を向上させるという意味から、これからは、ストック計画的なものを考えていかなければならない状況が出てきております。

特に、小樽の場合は古い建物が非常に多かったものですから、建替えを一生懸命やってきた経過がありまして、昭和30年代のものは、大体そろそろ見えてくるのかなと。そうしますと、今度は昭和40年代で、その後で、今の中層、5階建てのエレベーターの設置がないもの、これはお金がかかる難しい部分があると思います。

ただ、そのまま放置することもできないので、先ほど言いましたように、ストック総合活用計画などを策定するようなことも、考えていかなければならないと感じております。

いずれにしても、高齢化が進むことから、国でも、高齢者に対する居住環境に相当焦点が当たってきてますので、国の制度も利用しながら、やっていかなければならないと考えております。

○ **古沢委員**

先ほど住宅課長から答弁をいただいた件で、手摺りの問題ですが、これはDとAも含めてと考えてよろしいのですね、来年度早々というのは。

○ **(建都) 住宅課長**

それを視野に入れて対応していきたいという考え方でございます。

○ **委員長**

共産党の質疑を終結し、自由民主党に移します。

○ **松本(光)委員**

新年度公共事業予算要望について

今日は時間も大分経過をしておりますので、端的に質問をいたします。

来年度予算の財務省原案が20日にも示されるわけですが、現在、公共事業をめぐる厳しい環境の中、構造改革の一環として、地方も含めた公共事業の在り方が大きな関心を集めているところですが、現時点で、来年度の道路関係の開発予算は、どのような方針のもとに、どのような事業を展望しているのか、その概要について、どのような要望をしているのかということをお伺いいたします。

○ **(土木) 建設課長**

道路関係の新年度の開発予算要望の概要でございますけれども、要望の方針、特徴といたしましては、整備効果の早期発現ということのために、事業期間が長期に及んでいる継続事業への重点配分を始め、歩行者の安全確保、中心市街地商店街の活性化支援のための交通安全施設であるとか、コミュニティー道路の整備促進、こういったものを重点方針に掲げて要望してございます。

具体的内容につきましては、基本的には、21世紀プランの実施計画に沿ったものになりますが、街路事業としましては、継続中の中央通の事業調整費並びに工事費を要請してございます。

道路事業関係は、浅草線、於古発川通線の歩道整備費用、大通線、中央南線のコミュニティー道路の整備費、船見線の歩道橋の整備費、奥沢中央橋の改築に向けました調査費、札幌バイパスの歩道橋の2橋、桂岡第1歩道橋と

薬科大学の歩道橋でございます。

それから、見晴歩道橋、松泉学院に登る歩道橋ですけれども、この耐震強化の工事があります。それから、塩谷本通線の改良工事費、稲穂小横の高商通線のロードヒーティングの整備、以上が内容となってございまして、街路事業と道路事業を合わせますと、10億弱という要望額になってございます。

それから、今後の展望ということに関しましては、先ほど委員が申されましたように、いろいろと厳しい情勢がございすけれども、これまでのような高い水準で開発予算を獲得するといいますが、そういった状況というのは非常に難しくなっているということが言えるかと思います。

そんな中で、当面の緊急課題としましては、生活環境の向上という問題ももちろんありますけれども、目的は、中心市街地商店街の活性化支援という部分がございますので、そういった部分の事業について、必ずしも大規模な事業にはなりませんけれども、小規模でありながら、早期投資効果の高いものを厳選いたしまして、一定の要望額を積み上げていくしかない、そういった状況にございます。

○松本（光）委員

これまでの、高水準の事業費を維持することは困難だということはわかります。

建築都市部について、今のような予算要求は、どんな要望、展望を持っているのか。

○（建都）市街地活性化対策室長

1つには、中央通の区画整理の関係がございす。これは北海道が事業主体として、来年度は、道路事業の2カ年目ということで要求をしてございす。

一方、中央通の市の部分は、区画道路の整備とか、そういった事業を要求しており、電線類の地中化ということで、北海道の事業として、臨港線の事業費の要求をしています。

いずれにしても、検討の中身は、中心市街地の活性化ということを基本に要求をしています。

○松本（光）委員

それでは、水道局の来年度予算の要望と展望をお伺いいたします。

○（水道）下水道事業所・建設課長

下水道の来年度の開発予算要望でございすけれども、まず、環境整備といたしまして、管の未整備地区でございす塩谷地区、張碓地区について、国道5号線整備、それから街路管理にあわせて整備をいたしておりますが、その整備を進めていただきたいという部分があります。

それから、和宇尻中央線など街路管理にあわせて、下水道整備を引き続き行っていきたいと考えています。

さらには、張碓の第2中継ポンプ所は、今年度から調査を実施しておりますけれども、街路整備が15年度を目処ということで見通しができてまいりましたので、16年4月ぐらいの開設の目処で整備したいと。

それから、処理場の整備事業でございすけれども、中央下水終末処理場が昭和59年の供用開始ということで、施設が非常に老朽化しております。これに合わせて更新を計画的に整備してまいりたいということで、総事業費で10億弱ということで予定しております。

○松本（光）委員

来年度予算の概要については、大体わかりました。

続いて、土木部なのですが、錢函新通の街路事業がありますね。これは、地権者との交渉の中で、溝欠き補償で、若干難しい問題が起きているのだということなのですが、現時点での完成目途がずれてきたのではないかという気がするのですが、その点はいかがですか。

○（土木）建設課長

錢函新通ですけれども、今おっしゃいましたように、最近は、直接の地権者との交渉はもちろんですが、沿道の住民との調整というものが、なかなか困難をきわめることが多いというのが実態でございまして、街路事業が予定

どおり進まないという傾向になってございます。

そういった中で、銭函新通につきましても、一部の、直接の地権者ではないのですが、委員がおっしゃられた溝欠き補償の対象になる方との調整が、なかなか思うように進まない部分もございまして、本年度完成予定としておりましたが、残念ながら、完成は来年度以降にずれ込む状況になってございます。

○松本（光）委員

工事にまだ全然入っていないのでなく、もう完成かと思う時にだらだとできない。一体いつできるのか。交通上も非常に不便だということで、一部の人のために、周辺の方に大変な迷惑をかけているわけです。

相手のあることですので、思うようにはいかないかもしれませんが、鋭意努力して、着工部分だけでも早期に完成するようにお願いをして終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

○松本（聖）委員

鉛給水管の取替えについて

まず、確認させていただきたいと思います。

水道局で、鉛管を使用している家庭の、先ほどの5歳以下のお子様がいる1軒だけ、浄水器を設置している、これは予算の取扱いはどうなっていますか。

○（水道）水質試験所長

浄水器は、水質試験所の消耗品費で払っております。

○水道局次長

この件でございすけれども、測定をした時にこの1軒だけ多く出た。その対応をどうするかということで、基本的には、前から言っているように布設替えという形なのですが、今の時期に布設替えをするのも大変なことになります。

時期的なこともありますし、経費的にも大変なので、浄水器がいいというお話を聞きまして、それを試験的にやってみようということで、これについては、相手方の事情でなくて、私どもとして、こういう鉛問題がありますので、その経過を見るという中で、調査をしまして、その結果、かなり取れてくるという形になりました。

ですけれども、いろいろカートリッジとかの問題がありますので、今のところ、1年ぐらい検査をして、1年間経過を見て、いい効果が出ていますので、これからも引き続き見ていく、そういうふうになります。

費用としては4万円でございす。それを水質試験所の費用で買ったということでございす。

○松本（聖）委員

それは、あくまでもテストケースということなのですね。今大きくうなずいておられますけれども、基本的に、そのご家庭に関しましても布設替えをお願いしていくということによろしいですか。

○水道局次長

基本的には、布設替えをお願いするという形になります。

○松本（聖）委員

今後、その他の家庭で基準値を超えていた場合ですが、平成15年から新基準になりますね。その際に、それが先例となりまして、他にもそういった要望が出てきた場合、「うちは布設替えはいい、浄水器をつけてくれ。」という話が出た場合はどのように対応しますか。

○水道局次長

今の浄水器の部分については、日水協でも、これでやれというような話にはなっていないのです。先ほど言った

ように、私どもで試験的にやってみたということになっていますので、今後、平成15年までの間に、多分、日水協でも、いろいろな浄水器のメーカーもございますので、そういうテストもされるのではないかと。

そういう中では、浄水器の話も出てくるかと思いますが、現在のところは、基本的には布設替えという形で、これからも所有者とお話をしていきたいと思います。

○松本（聖）委員

上水道の水質基準というのは、浄水器の出口で測定するということによろしいのですか。僕は、浄水器の前のような気がするのだけれども……。

○（水道）水質試験所長

水質基準というのは、あくまでも蛇口から出る水についての基準ですから、本来であれば、蛇口からの水の水質ですけれども、浄水器をつけた場合は、浄水器の水が水質基準であるということで、それによろしいのではないかと考えております。

○松本（聖）委員

浄水器というのは、それぞれのご家庭の責任でつけるものですよ。それを通さないと水質基準をクリアしないということであれば、水道局の責任の一端を各家庭に押し付けているように聞こえるのですが。

○水道局次長

これは前回も議論になっていますけれども、鉛給水管というのは個人の所有です。個人の所有のところから鉛が出てくるという感じでございますので、その分について、水道料金をもって個人の部分を直すという形になれば、今まで個人で直してきた人の問題、それから、給水管を鉛管以外で布設している、ポリ管と言うのですけれども、そういうものを布設しているところもあります。

したがって、鉛管を使用しているところだけにやるということについては、公平性を欠くということでありますので、この鉛管については個人だということで水道局では負担できない、そういうふうを考えます。

○松本（聖）委員

上水施設、給水施設というのか、水道局で管理しているのはそれですよ。その一部として浄水器を考えますということなのですね。おかしな質問で恐縮なのだけれども、先ほどは、水道の蛇口から出てきた水が基準に合っているかどうか水質基準なのだと所長はおっしゃいましたね。今の実態は、その市販の浄水器も含めて、水道局の管理になれば基準を満しているとは言えないですよ。

○水道局次長

同じことを言うようで申しわけないのですが、基本的には、布設替えするということで鉛が出ないと。ですけれども、鉛が出てくる中で、今回の部分につきましては、幼児がいる家庭が1軒ありましたから、これについては、布設替えするにしても時間がかかる。そういう中で、浄水器というもので落ちるのじゃないかという話がありましたものですから、それを設置いたしました。

ですから、それが、今後、全市的に鉛管の布設替えをするのがいいのか。浄水器の部分は、わかりませんが、多分、つけっ放しという形にはならないと思います。カートリッジの取替えとか、そういうものがだんだん出てきますので、そういう点については、各所有者の判断になるかと思います。

ですけれども、浄水器の場合、まだ結果が出ていませんものですから、私どもは、1年間は見たいということで。したがって、浄水器にするとか、そういう形にはまだなっていないのです。

○松本（聖）委員

その決定が出るまでの間に、他の家庭からそういった要望があった場合は、水道局としてはどうするのですか。

○水道局長

今の件では、32件の水質検査を実施しています。今のところは20件は終わっています。そのうち、新基準の水質

を超えている部分もあるのです。それは1リットルずつ試験することになっていますけれども、委員がこの間もおっしゃっていますが、洗面器1杯とれば、新基準以下になるというのが大部分です。それはそれで飲用方法を指導しております。

それではだめなところが1件出ました。では、どうするのか。60メートルの管を今すぐ取り替えるとなると、それは大変な工事になるわけですから、情報によれば、浄水器で取れるものがあるということがわかりましたので、実際に取れるのかどうか、お客様に使っていただくことになりました。

それは個人財産ですから、もし鉛管を取り替えないで浄水器でいいというのなら、浄水器でいいかどうかの判断になりますが、それを水道局として斡旋できるものなのかどうか、この辺のテストをしないときちとしたものにならない。

ですから、先ほどからお話ししておりますとおり、試しに、効果があるものか、買ってそこに設置をさせてもらって、1カ月程度で水質検査を計画的にやってはどうかという1つの方法をやらせていただきました。

もし、これが効果がある、あるいは日水協あたりで非常にいいものだと言われれば、何10万円もする布設替えをしなくても、当座はそれで足りるわけですが、先ほどから申しますとおり、鉛管を布設替えをさせるというのは、今の鉛の問題もありますが、老朽給水管ですから、漏水をするおそれも十分あるのです。

ですから、私どもとしては、漏水対策も含めて、古い管で昭和40年以前の給水管でございますので、ぜひ、お取替えいただくというのが一番ベストだろうとは思っていますけれども、当面の策としては、そんなこともあるのではないかとということで、やらせていただいております。

○松本（聖）委員

済みません。ちょっと頭が悪いのか、理解力が不足しておるのか。

そうしたら、今回のケースは、水道局としての試験のために設置したのだ、そのデータをもとに、もし、それが効果的であれば、他の家庭で金銭的な問題もあって、布設替えをできないというところに関しては、斡旋していきましようということによろしいですね。わかりました。

鉛の血中濃度検査について

次に、鉛の血中濃度の件で前回お尋ねいたしまして、いろいろと行き違いがございました。それで、私も保健所に確認してみました。それを検査することによって、いわゆる疫学的な意味があるかどうか。それはないことは私どもも十分承知しております。

ただ、これが問題になることによって、健康に対して不安に思う方も中には出てくるであろうから、そういった方々がいらっちゃって、水道局に不安なのだという申し出があったならば、そういう方々に対しては、保健所で検査するサービスを実施してみたいかがか、というお願いをしてきたわけですが、公式なお答えというものをいただいておりますので、もう1度確認させていただきたいと思っております。

○（水道）総務課長

鉛の血中濃度について、鉛が身体に溜まっているか不安という申し出があれば、水道局としては、そういう申し出を受けまして、保健所に血液検査等を行うかどうか確認したい。やるのであれば、血液検査を実施したいというふうには思っております。

○松本（聖）委員

それじゃ、各家庭には、そういった周知といいますか、ご案内文というのは流していただけるのでしょうか。

○（水道）総務課長

現在のところ、そういった形で各家庭に周知ということは考えておりませんが、保健所長のお話もございましたけれども、地域的にそういった形で血中濃度の異常があったという報告もございませんし、その辺の因果関係もはつきりしておりませんので、あくまでも、先ほど委員がおっしゃったように、そういった不安があるという申し

があった方のみに対して、そういった形では対応していけるのではないかと思います。

○ **松本（聖）委員**

基本的なスタンスというものが今の答弁でわかりました。これでやめたいと思っております。

中央通再開発について

次に、活性化対策室になるのか、中央通の再開発について、1点、確認をしたい事項があります。

先立って通りましたら、歩道の端になる部分でしょうか、大きな金属製の箱が何カ所も設置されておりまして、これは一体何のためにしているものなのか。

○ **（建都）市街地活性化対策室・近澤主幹**

あれは地上機器と申しまして、N T T並びに北電のもんです。

○ **松本（聖）委員**

見ましたら、商店の目の前に入口をふさぐような形で建っているわけですがけれども、客として見ましても非常に目障りなもので、今後、あれはどのような形になるのですか。

○ **（建都）市街地活性化対策室・近澤主幹**

地上機器を設置するに当たりまして、地先の工事説明会で、地域住民にお集まりいただいて、地上機器がこういうところになりますよと、そういうご理解のもとで設置したということになっています。

○ **松本（聖）委員**

先ほど、地域住民の方に電話で確認をさせていただきました。平面図上で説明を受けて、何がしかのものができのどという程度の認識で、図面を見た程度では、素人は、あんなでかい箱が店の前に建つとは思ってもみなかったと。いつ、それを説明なさったのか、その説明の内容はどうであったのか、確認します。

○ **（建都）市街地活性化対策室長**

基本的には、土木現業所が主催する工事説明会がまず1番目にありまして、中央通まちづくり協議会という住民から成る役員がいる協議会に諮った。一方、工事に実際に入る前に、地先の方々にお話をしました。100パーセントかどうかについては、いろいろありますけれども、そういった説明会等で説明をしています。

ただ、地上機器というのは設計が何回もあって、なかなか最終の形がなくて、前段の説明会で、大きさ、平面的にはわかってはいたけれども、個人的にわからないところについては、説明があったかと思いますが、ほかの路線にもありますので、おおむね理解をいただいたというような理解を持って進めたつもりでございます。

○ **松本（聖）委員**

住んでおられる方は、土木、建築、設計など、そういった専門家がいるわけではないのです。いろいろな商店の方がおられます。商売をなさっております。そして何ができるかもわからないで説明を受けたのです。

できてみて、皆さんはびっくりしているわけです。まさかこんな大きなものが、こんなところに建つとは思ってもしなかったという声を聞くのですが、説明不足といいますか、説明に少し親切さを欠いていたのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○ **（建都）市街地活性化対策室長**

100パーセントのクリアができたかという点については、反省するところがあるとするならば反省をしますけれども、我々としては、今、説明申し上げた北電の地上機器のほかにも、皆さんで協力してやるロードヒーティングの関係もあって、絵姿でお示しをした経過もあります。先ほど言ったように、詳細な寸法というのは、設計段階であつたので、細かくではないけれども、おおむねの大きさはお示しをしたところでございます。

今、委員がご指摘のことをお聞きしまして、今後、またさらに説明を申し上げる必要があれば、現地に行ってお理解を賜りたいなと思っております。今、工事中でございますので、撤去という話にならないものですから、ご理解を得られるようなことをしたいと思っております。

○松本（聖）委員

もうできてしまったので、今さら移す、小さくする、埋めるという話には当然ならないわけですから、例えば、商店の前でありますから、植栽で囲うとか、いろいろな方法があるかと思います。

仮に、邪魔にならないところに移せるものであれば、移すのが一番いいことかもしれないのだけれども、今後の対応といたしますか、地元の方々から何人もそういうお話を聞きますから、ぜひ、きちんとご理解を得る方向でやっていただきたい。

わだかまりが残ったまま工事を進めていきますと、またどこかでぶつかる可能性がありますから、その辺、十分に注意して、地元の説明を丁寧に、素人でもわかりやすい説明をしていただきたいということもあります。お願いいたします。

○（建都）市街地活性化対策室長

もう少し、範囲とかを説明いたします。

○松本（聖）委員

景観条例について

次に、デザイン課の方に数点質問をしたいと思っております。

景観条例というものがございますね。これの趣旨というのを、まずご説明ください。

○（建都）都市環境デザイン課長

条例の趣旨でございますけれども、これは、小樽の歴史と自然が調和したまちづくりを進める上で、いろいろと景観資源が存在してございます。それら歴史的建造物の保全、それから、新しく生まれ変わる街並みの創出、そういったものをトータルして、小樽らしい新旧の調和のとれたまちづくりに取り組んでいこうという内容になってございます。

○松本（聖）委員

その中で、これはしてはいけないのだという決まり事が幾つもあると思います。例えば、建物の高さがどうか、外壁の色がどうか、形状がどうか、色がどうか、さまざまな規制がありますけれども、この規制は、課長が今おっしゃった趣旨に基づいてつくられているものですね。

○（建都）都市環境デザイン課長

ご指摘の高さとか、色彩等にかかわりますガイドラインの部分でございますけれども、これらにつきましては、現在、小樽市内12地区で約79ヘクタールの景観形成地区の指定を行ってございます。そのうち、歴史的景観地区4地区、それから新都市景観形成地区2地区を指定してございます。

そういった中で、それぞれの地区にガイドプランを設けまして、その地区にマッチする建物の高さ、色彩等につきまして、具体的に言いますと、運河周辺の古い街並みの部分につきましては、けばけばしい色を避けてもらうというような内容になってございます。

○松本（聖）委員

過去の経験を踏まえて、少しお話をさせていただきますが、看板とか外壁に、赤い色を使ってはいかんという指導を受けたことがあります。何をもちて赤はだめだというのは、その真意がそのときは全くわかりませんでした。

そこに50年前のコカコーラの看板が張ってあったら、それは剥がせというのですか。

○（建都）都市環境デザイン課長

ただいまの、看板の色、それから外壁の色の部分で、赤で塗られている部分の指導の関係でございますが、具体的にコカコーラの名前も出ましたが、コカコーラの部分につきましては、恐らく地区指定以前のものでないかなというふうに感じてございます。

○松本（聖）委員

それは50年前から張ってあったのですけれども、50年前のものを10万円出して買ってきて店のインテリアとして外の壁に張ったら、これは景観にはそぐわないものですか。

○（建都）都市環境デザイン課長

具体の箇所につきまして、現場を十分周知してございませんけれども、私どもが景観の指導をする中で、個別の建物で判断するのでなくて、全体的な街並み、海から見た部分、山側から見たら部分とか等々、いろいろシミュレーションした中で、その色合い等がマッチするか、その辺をいろいろ協議させていただいてございます。

○松本（聖）委員

もう1つ例を挙げましょうか。

石造りの倉庫の前に赤い花をたくさん植えました。窓辺にプランターを置きまして、赤い花をたくさん植えました。美しいですね。赤だから、これもだめなのですか。

○（建都）都市環境デザイン課長

ただいまの、石造倉庫の玄関先等にプランター等を設置しまして、赤系統の植栽等を設置する部分でございますが、その部分につきましては、建物とマッチするといえますか、建物のワンポイントを確保することによって集客を図れるというような部分ではよろしいのかなというふうに考えてございます。

○松本（聖）委員

プランターを置くと手間がかかるので、赤い花の絵を描いた、これはどうですか。

○建築都市部次長

今、赤いものを中心にいろいろとご指摘がありました。

○松本（聖）委員

例ですからね。

○建築都市部次長

地区特性というものが、まず前提にあると思いますし、場合によっては、歴史的建造物、指定歴建というものについての考え方もございます。

その地域、建物によって、いろいろと状況もあるかと思いますが、歴史的な街並みの部分で言いますと、できるだけ、その歴史的な街並みの特性をあらわしている、例えば、意匠的な部分、使われているデザイン的なものを尊重してくださいとか、建築素材についても、できるだけ、当初から使われている石碑なり、また、鋳物をできれば使っていただければということで、新建材というよりは、そういうようなものを使えるのであれば使っていただきたい。いろいろな建材とか材料で、そのあたりになっております。

そういう意味では、その地区、建物で、同じ花というものでも、素材そのもの、植栽、花そのもの、ペインティングした花というものが、その建物や街並みとして必要性があるといえますか、調和するかどうかというのは難しい部分があるかと思いますが、その部分については、個々の場合によっての対応ケース、検討ということになるかと思います。

○松本（聖）委員

溶け込んでいればいいということですか。そういうことですね。今、おっしゃるように、ケース・バイ・ケースで、その街の情景にその色が溶け込んで、違和感なくあれば、それでいいのだということですね。

○建築都市部次長

溶け込むということだけではなかったと思います。建物、地域と溶け込むという、その判断というのはかなり難しい部分があるかと思いますが。

例えば、私は溶け込んでいると思うけれども、私は溶け込んでいないと思うというものについては、根本には、デザインなり、そのものに対する感性的なものも含めての判断というものがあろうかと思いますが、その辺につ

いては、単純に、対応した者の独断だけではなくて、一般的な見方として、多くの人がそういうふうに感じてもらえるかどうかということも、非常に大きな判断の材料になるかと思います。

○松本（聖）委員

いろいろな判断があるのです。いろいろな判断があるにもかかわらず、例えば、看板1つのデザインをデザイン課に持っていったら、門前払いされるわけです。

この色は赤ですから、この地域では使えません。何の検討をするでもなく、図面を見ただけでダメとか、そういう扱いを、デザイナーは現実を受けているのです。検討したのならいいですよ。だれの判断で門前払いをしているのですか。赤だからだめだと言ったのは、デザイン課の職員ですよ。その方にはどういった知識があるのか、私にはわからないのです。

そこで聞きますけれども、デザイン課にデザインたるものがわかる職員というのは何人いるのですか。

○（建都）都市環境デザイン課長

専門家でございますけれども、デザイン係は、建築職3名、事務職1名、私が土木職1名で、計5名でいろいろなシミュレーションを行いながら指導を行っているところでございます。

○建築都市部長

景観条例の趣旨による指導、お願いといたしますが、そういう形で小樽市全体の雰囲気にもマッチしたデザインというものを考えているのは事実でございます。

もちろん、地域によっては高さのお願いもしたり、特に歴史的景観地区においては、デザインマニュアルという形で、小樽に合った色、例えばブラウン系とか、そういう色も幾つか選択できるような色をマニュアルとして入れる、あるいは素材、例えば石に似たものとか、石らしいものとか、こういうものもマニュアルの中で位置づけて、来庁した方には、そういうことで、何とかこの地域の雰囲気にも合った中で選択をいただきたい、こういうようなことを基本に、お話しをしているというふうに思っております。

今、1つの例として、看板あるいはコカコーラの話が出ました。確かに、企業戦略としては目立ちたいといいましょうか、企業の統一カラーというものがあります。こういう面では、いろいろな意味で、お願いする側と、ぜひ、こうしたいという側との部分があるわけでございまして、これではだめだということだけでなく、幾つか案件があって、これはどうかという話があったときには、複数で話をしたりしております。

また、先ほど、自然の花が赤ならだめなのかという話がありました。景観上、自然の花が赤であろうと黄色であろうと、基本的には、おかしいということは、ちょっと常識的に私自身はぴんとこないという感じです。

ただ、あまりにも景観にもマッチしないような形で、群生をしているということになれば、果たしてどうなのかということはあるかもしれない。

しかし、これは見方でございまして、例えば、ループル博物館のところにガラスの三角ピラミッドを建てる、あれはどうなのかという、あの雰囲気にもマッチしないのじゃないかという考え方もあるでしょうし、場合によっては、実際にでき上がったときに、すばらしいという見方もあるわけでございますので、私どもは、景観審議会の中で、まさしく今お話がありましたデザイン関係の専門家も含めた協議会がございまして、こちらの方にもお諮りをしたりしまして、全体的に、最大公約数的な部分で積み上げていく、こういうふうなことでお願いしているというのが実態でございます。

○松本（聖）委員

その専門家のところへ行く前に、門前払いをされている話をしているのです。そこに問題があるのです。

その門前払いしている職員が、何らデザイン的な知識を持っておられない。失礼な言い方で申しわけないのですが、何らそういう勉強をされてきた方でもなければ、それを生業とされているわけでもない方が、付焼刃のような知識で門前払いをしている、ここに問題があると言っているのです。

部長が今おっしゃられた花のアクセント的、ワンポイント的なもの、これは、例えば、小樽はどんな色のイメージかと言ったら、灰色と答える人が一番多いように、観光客は石造倉庫をイメージしていると思うのです。

では、灰色の母色は何色ですか。赤系統の色です。オレンジとか、そういう色です。だから、オレンジ、赤の花が小樽によく映えるのです。だから、それをアクセントに使えば美しいのです。

そういったことも理解しない方が、これは赤だからだめだと。花はいいけれども、看板、文字、マークの一部に赤が入っていればだめだというような、画一的な指導をされているわけです。そこに問題があるのです。

赤を使うなということはわかります。どこかに線を引かなければならない。これは当たり前の話です。建物中、赤にされたらかなわないのはわかっています。

しかし、それが街の景観にとってマイナスにならない、もしくはプラスになるのであれば、使ってもいい色じゃないかと言っているのです。それをきちんと指導できる職員を配置すべきだ、というところまで言いたいのです。それについてどう思いますか。

○ 建築都市部次長

ご指摘の意味は、たしかに、物の判断というものは、プロとしての指導をするといいますか、お願いをするという立場であれば、そのことに対する説明をしたり要請する中では、説得力のあるそれなりの根拠のあるものといえますか、そういうものが必要かと思います。

私どもの職員も、日々、そういう研さんに励んでいるつもりではあります。そういう面では、いろいろな専門的な研修を受けるなり、また、専門家の指導を受けるような形の努力はしております。

ただ、おっしゃるとおり 100パーセントの完璧な姿ではないという部分があるということも、私自身も受け止めるなければだめだと思っております。

そういう意味でのことを前提にしながら、個々のケース、指導に当たって、まず市の職員が窓口で対応しなければだめだということもございますので、その部分について、できるだけ、コミュニケーションがとれるようなベースの地というものをとるということ、その部分の努力はしているつもりでいますけれども、また、さらに今後とも努力しなければだめだと思っていますし、職員の窓口指導だけでは、十分対応し切れないものもあるということも事実でございます。

その部分につきましても、できるだけ専門的な人のアドバイスを受けるようなことも含めながら、柔軟にやっていきたい。景観条例の趣旨というものは、相手方とのお話の中で協力していただきながら、みんなでつくっていきこうという趣旨もございますので、その中でのやりとりというものが、円滑にいくような形での日々の努力は、これからもしていきたいと思っております。

○ 松本（聖）委員

私は、いわゆる素人さんが、「うちの看板はこれだ。」といって市に持っていった、そんな話をしているのではないのです。そういう看板ですとか、建物の意匠とかをデザインすることを生業としている、専門家の方々がつくった看板なり、建物の外壁なりというようなものを、デザイン課さんに持ち込んだときに、彼らは自信を持って、これは、この街にぴったりなのだというデザインを持っていくわけです。景観条例は、百も承知なのです。

それで門前払いされたら、彼らは、今までどうやって飯を食ってきたのかと、存在意義を問われる問題です。そのプロの人の意見を、素人たる小樽市職員は真摯に受けとめて、門前払いすることなく、きちんと意見を聞くべきだと僕は思うのです。

そういう態度を持って職務に当たっていただきたいということと、できることならば、そういう専門家を常駐させないまでも、きちんと、案件ごとに意見を聞けるような体制をとっていただきたいと、そういうお願いを最後にいたしまして終わります。

○ 建築都市部長

おっしゃるとおり、見方によって、人によって違うという部分があります。

門前払いということがありましたが、つくっていらした方は、1つの考え方を持ってお持ちになっていると思いますので、その趣旨とか考え方、これは十分に聞くべきだろうと思います。

それから、全体的にどうなのかといったときに、幸いにして、私どもはコンピュータグラフィックでシミュレーションできるものもございますので、その割合が大きいことによって、景観を壊すというようなこともあるでしょうし、あるいは高さ、そんなこともある程度判断できると思います。職員それぞれ、確かに、専門という形で、大学を出たり専門の機関を出ているわけではございませんが、相当、努力をしてきております。

そういう中で、例えば、色の配合、配置によってイメージが違うということもございますので、そんなことも含めてさらに考えて、今言いましたようなことも、お持ちになった方々を門前払いするという形でなくて、十分話をした中で、納得する仕組みづくりといったことが必要かというふうに思います。

○委員長

市民クラブの質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時35分

再開 午後4時50分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。公明党。

○高橋委員

除排雪の新体制について

通告していなかったのですが、除雪の件が出ていませんので、1点だけ確認させていただきたいと思います。

新体制に入って、日数がそんなに経過してませんけれども、土木部としての認識はどのようにお持ちですか。

○（土木）土木事業所長

新しい除排雪の体制をどのように認識しているかということで、前回の予算特別委員会の中でも、いろいろと質問が出ておりましたが、今まで、様々な形で発注していたものを、できるだけ効率的にやるということで、地域のＪＶの方に可能な限り、一貫して除排雪をやっていただくということでスタートしてございます。

その辺の検証という部分は、スタートしたばかりでありますし、それに向けて、我々職員も含めた中で努力しているというのが現状でございます。

あと、各地域の除雪懇談会の中でも、住民から心配事として出されておりました、ステーションに職員が張りつかないという部分で、業者がきちんと対応できるかということも、心配事として出されておりましたけれども、オペレーターの講習会等も行いました中で進んでおりますが、そのことについての住民からの苦情という部分は、今のところ出されていないというのが現状でございます。

○高橋委員

何名かの方から、去年より体制が悪いのじゃないだろうかという声もあったのですが、そのような声は上がっていませんか。

○（土木）土木事業所長

雪の降り方であるとか気温との絡みとか、12月10日から道央圏を集中的に雪が襲った、連続的だったという部分もございますし、そういう状況の中で、除排雪体制を組んできておりましたけれども、その部分で、特に中心街の部分で言えば、路上駐車等もあったということもありますし、急激な降雪ということもあったと思いますが、そんな中で、多少、除雪のやり方について、お問い合わせがあったということは事実でございます。

その体制という部分で何らかの因果関係があったということは、今、分析しておりますけれども、具体的に、こ

の体制で悪いところがあった、という部分ではないようだと我々は認識しております。

○高橋委員

これから本番でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

石狩西部広域水道事業について

先ほど、石狩西部広域水道事業の件で報告がありました。

何点が質問をいたしますけれども、この説明書の1頁の2、用水供給計画というものがあります。目標年度が札幌、小樽、石狩と、ばらばらになっております。当初、平成27年というものが、27年から47年までのそれぞれの数字になっているということなのですが、この経緯について説明をお願いします。

○（水道）工務課長

構成団体であります札幌、石狩、当別、小樽の一部につきましては、それぞれ、今回は独自で目標年次を推定しまして需要水量を決めておりますので、この目標年次は実態が数字になっていると思っています。

○高橋委員

ということは、一番早い年度はもう準備ができていて、そういう解釈でいいのですか。

○（水道）工務課長

小樽が平成27年で一番になります。これにつきましては、企業団事業の中で、小樽と石狩の新港地域の送水管、これを平成5年3月に布設している、そのことが準備に当たるのかと思います。

○高橋委員

ちょっとわからないものですから、確認をさせてほしいのですけれども、小樽市の石狩湾新港の部分だと思うのですが、今の水道の使用量というのですか、1日当たりの利用ベース、それを教えてもらえますか。

○（水道）工務課長

新港地域の水利用でございますけれども、昨年度の実績で、1日最大給水量が1,223トンでございます。

○高橋委員

水ですから、1,223立方メートルということですね。この水は、どこから供給されているのですか。

○（水道）工務課長

地下水を利用しまして、井戸から入っています。

○高橋委員

それは小樽市だけですか。

○（水道）工務課長

石狩市も同じでございます。

○高橋委員

計画の用水供給量は6,000立方メートルになっていますが、この数字の根拠を教えてください。

○（水道）工務課長

新港地区の水需要でございますけれども、平成9年8月に北海道で見直しをされました、石狩湾新港土地利用計画というものがございます。企業立地の状況を想定するとともに、これまでの同地域における給水実績を原単位で算出するなどして、平成27年度送水を6,000トンとしております。

○高橋委員

井戸水ということですが、平成27年度までは十分もつのだという内容なのでしょうか。

○（水道）工務課長

6,000トンに見合うものが、企業団から受けている水供給です。その中で、今は地下水で、当面は、この地区の施設能力は認可上1,550トンですから、そこに行くまでは、水は地下水でもつという計画でございます。

○高橋委員

計画年度ですけれども、変更計画で最大47年と、今から換算すると30年以上先ということで、決めた人もこの世にいないんじゃないかという感じするのですが、この長期間で計画の見直しとか、そういう点はどういうふうになっておりますか。

○（水道）工務課長

この再評価に伴いまして厚生労働省から出ております実施要領で見ますと、原則5年ごとに見直す、こうなっておりますから、まだ平成11年度から5年もたっておりません。この原則はどの程度なのか、その辺はまだ理解しておりませんが、原則5年ごとに見直す、そういうことになってまいります。

○高橋委員

ということは、この計画の数量も5年ごとに変わってくる可能性があるということですか。

○（水道）工務課長

そのように考えてございます。

○高橋委員

水道管の凍結について

凍結問題について、何点か質問します。

冬本番になったと言えば、なったのですけれども、今年の1、2月は凍結の件数が大変多かったと思います。それで、今日現在というか、昨日までに水道管の凍結があったということはありましたか。

○（水道）給水課長

現在、凍結件数は42件となっております。これは水道工事店の方で対応済みでございます。

○高橋委員

この42件というのは、例年と大体同じような件数ですか。

○（水道）給水課長

昨年12月17日では86件で、去年の半分ぐらいの件数でございます。

○高橋委員

今年1、2月は大変に凍結をしましたが、夏にとった対策といたしますか、それはどのようなことですか。

○（水道）給水課長

11月21日に、若手職員を対象としまして、蒸気解凍ボイラーの使用の実技講習会を開催しています。水道工事店に対応し切れなくなった場合には、職員で対応できるような体制をつくっております。

○高橋委員

これから本番になるわけですが、PRとか基本的な対策とか、それはどのように考えていますか。

○（水道）給水課長

PR等につきましては、毎年行っているのですけれども、「広報おたる」のお知らせ版1月号に、凍結したときの解凍方法等について掲載をお願いしています。

また、1、2月の2カ月間、北海道時事放声社による街頭放送で、凍結に対する注意を呼びかける予定です。

○水道局次長

つけ加えますが、広報誌は1月号になります。例年、12月1日号で出したのですが、時期がずれていると、本年度からは、1月号に凍結のことについて、記載するように関係部局にお願いしました。

それから、時事放声社と、もう1つ、去年もあったのですけれども、寒気が続いたときはFMおたるにお願いに行きまして、「寒い日が続きますので、水道の取扱いに注意してください。」という放送をお願いしておりますので、時期を見て、寒さが続いたときには、そういうこともやりたい。さらには、商業新聞といたしますか、そちらに

もお願いをしていきたい、そういうふうを考えております。

○高橋委員

都市計画マスタープランについて

建築都市部に、今回の代表質問の関連で何点か質問します。

我が党の斉藤（陽）議員の方から、まちづくりについて何点か質問がありました。その中段で、小樽のように、非常に古くからの街並みが残っているところは、車社会の時代性とか、そういうアクセス導線、駐車場、除排雪の問題があるとか、さまざまな問題があるという質問があったと思います。

そういう問題について、さまざまな角度から検討、施策ができるだけの十分な詳細な情報を収集すべきだということで質問をしております。この点についてお願いします。

○（建都）伊藤主幹

施策策定における情報の収集でありますけれども、内容といたしましては、市の特徴であります自然、地形、人口と世帯の推移、少子・高齢化の推移、地区別の人口増減の状況、産業では、事業所数、従業員数の推移、観光入込み客数の推移、また、都市計画関係では土地利用の現状、都市施設につきましては、交通、駐車場、公園の現状など、このような情報の収集を行っております。

○高橋委員

様々なデータを、データベース化すべきではないかと質問をしていますが、この点はいかがですか。

○（建都）伊藤主幹

データベース化ですが、先ほど申しました情報のうち、例えば、人口、世帯数、少子・高齢化など、各項目につきまして、国勢調査や統計書等のほか、他都市との比較、それから伸び率、増減などを表やグラフ等に整理するようにしております。

○高橋委員

同時に、具体的な数値化、図面化、その作業も大事だと思うのですが、この点についてはいかがですか。

○（建都）伊藤主幹

先ほども説明したのですけれども、いろいろなデータから表やグラフをつくるわけですが、さらに、他都市の実態とか、社会環境の変化なども考慮しまして、その中で、都市マスで取り組むべき課題というものをつくっていくという状況になろうかと思います。

○高橋委員

地域を特定して、この場合はどうするか、地域の具体的な詳細なデータ、そういう取り方はしていませんか。

○（建都）伊藤主幹

都市マスの策定に当たりましては、小樽市全体をつくる全体構想と、都市マスには全体構想と地域別構想という2つがありまして、14年度におきましては、小樽市を9地区に分けまして、地区別に、どういう姿にするか、将来の地区ごとの、あるべき姿というものを策定する予定となっております。

それに向けて、いろいろなアンケート調査とか、地域の方々の意見を聞くために、地域懇談会というものを開いて、そういうような情報を収集している状況でございます。

○高橋委員

都市マスというのは方針ですよね。具体的な計画ではないですよね。

○（建都）伊藤主幹

基本的な計画、基本方針です。

○高橋委員

それから、具体的計画というのは、どこで計画することになりますか。

○（建都）伊藤主幹

ただいま言いましたように、小樽市としての一番大きな計画は、ご存じのように総合計画がございますけれども、都市マスは、その総合計画のちょっと下になりまして、中間計画という形になるわけですが、それぞれ個別の、例えば、住宅のマスタープラン、駐車場計画、公園などであれば緑の基本計画、そういう内容で、個別でつくっていく形になります。

あくまでも、都市マスは、都市計画に関する個別計画の基本的方針を定めるところまでのものです。

○高橋委員

次に、先ほどの現状についての街の診断、街のカルテを作成すべきではないかという2点があったわけですが、この点についてはいかがですか。

○（建都）伊藤主幹

先ほどの答弁の繰返しになりますけれども、まず、現状を押さえて、それからデータベース化をします。

そういう中で、表やグラフを活用しまして、他都市との比較とか社会環境の変化、そういうものを踏まえて、都市マスで取り組むべき課題、これが街の骨格というものになっていくのではないかと思います。

そういう街の課題を踏まえて、将来、小樽市はどのような方向で進むべきかという都市マスの基本目標を定めまして、さらに、個別の、例えば、土地利用とか都市施設等について、基本方針をつくる流れと思います。

○高橋委員

ということは、街のカルテというふうにして、市民にわかりやすくできるということですか。

○（建都）伊藤主幹

1つ1つのデータについて、先ほど言いましたように、例えば、人口の推移、駐車場の状況、観光入込みの推移とか、そういうものをデータ化しまして、小樽市の状況について、伸び率、増減がどうなっているか、そういうものから課題をつくっていきますので、ある程度わかりやすい表やグラフをつくって、文字でなく、表を見ることによって、状況がある程度把握できる形には持っていきたいと思っております。

○高橋委員

対象として、市民に対してという視点はないのでしょうか。

○（建都）伊藤主幹

都市マス策定に当たりましては、先ほども言いましたけれども、アンケート調査とか地域懇談会とか、素案をもとに、市民参加の策定委員会という機構をつくり議論しているのですが、これについても、市民に情報をバックするというか、周知するという事で、先月、11月にも広報を使いまして都市マスの粗筋というものをご紹介しておりますし、インターネットにも載せまして、ある程度、市民にも、こういうことをやっているということの周知は図っているところでございます。

○高橋委員

他都市では、ホームページで、自分たちの地域がわかるような情報を流しているところもあります。気になるところは、自分で、ここをこうしたらいいのではないかという案も、図面上でできるところまでいっているところもあるのです。私もやってみて、非常に参考になるというか、大事な視点だなと思いました。

IT化の時代ですから、ぜひ、そういう方面で、市民に情報が流れるような、また、どんどん開示していけるような方向で考えてほしいと思うのですが、その点はいかがですか。

○建築都市部長

街の診断、カルテをつくるべきという話ですが、今の話は、当然のことながら、21世紀プランを受けて、都市計画上のマスタープラン策定というような段階に入ってきているということです。

今言いましたように、総合的に小樽市をどうするか、そして地域別の現状、課題、特色、それをどうしていくの

か、方向性といいますが、こういうことをマスタープランの中で策定をするという段階になっております。

その策定の途中における市民の意見というものは、先ほども主幹から話しておりますように、いろいろな手法を使って、意見をいただくような工夫はさせていただきたい。

当然、このマスタープランができ上がれば、何らかの形で開示をすることは必要になると思います。そして、この方向性が決まったのであれば、これを受けて、次に具体的な計画が出てくる、こういうことになります。

したがって、都市計画マスタープランは、方向性というものをきちっと位置づける、こういう役割を占めているところであります。

○高橋委員

審議会の中でも話が合ったかと思いますが、市民の目に触れる部分が非常に少ないということがあったと思います。要するに、市民の意見がなかなか反映できていない。不特定多数の人でない。委員も限られた人、代表の人ということです。

私は、市民のいろいろな人に見てもらえるものが必要だと思っているものですから、ぜひ、そういうことも検討してほしいと思うのですが、いかがですか。

○建築都市部長

今までも、いろいろな形で、それで果たしていいのかということもあるわけですが、私どもが現時点で考えられるような手法で、できるだけ市民の参加をいただくという趣旨でやってきた経過があります。これから、さらにもっと多くの方々に理解をいただくような手段、方法はどのようなものがあるのか、このことも再度考えてみなければならないと思います。

例えば、今回の地域別懇談会では、地域の方々に、広報を通じて、ぜひとも意見をいただきたいということで公募をさせていただいた、これも市民の方々の関心をまとめたい、こういう趣旨でございますし、「広報おたる」に中間という形で報告させていただいたのも、意見があればいただきたいということでやっているのです、どういう方法があるか、これから考えられるものも含めて、検討の必要があるのではないかと思います。

○高橋委員

最後に、もう1度部長にお聞きしたいのですが、街のカルテは非常に必要だと私は思っているのですが、今後の考え方としていかがでしょうか、部長の意見を聞きたいと思います。

○建築都市部長

街のカルテというものを、どう考えるかということが1つあるかと思います。

基本的には、例えば、行政サイドでの基盤整備といいますか、これは都市計画上のマスタープランの中に加えるのですが、基盤整備、それに関連して民間サイドの誘導といいますか、そんなものをどう位置づけるかとか、民間の役割はどうか、こういう様々なソフト部分、例えば、福祉的な判断なども当然出てくるでしょう。

そうしますと、本来、この地域については、総合的にこういう現状、状況で、こうすべきだというのがまとまれば、だれが見ても一番いいわけです。これが、大きな今後の課題ではないかと思います。例えば、福祉分野の情報をどう取り込めるのか、あるいは、うまく持っていけるか。

特に、最近では、横の連携というものが、非常に大事な状況になってきております。例えば、バリアフリー法の窓口をどうするか、バリアフリー法の基本計画をどうすればいいのかということになりますと、これは、ハード部門、ソフト部門の、全部を集合しなければいけない部分がございますので、このカルテの部分、どの程度までのものにするかということによって、考えが相当変わってきます。

それから、私が個人的に考えますには、それを見ることによって全体が見えてくる、こういうものができればいいと思いますので、そういう部分ができるかどうか、他のセクションとも話をしてみる機会が必要なのかなと、こういうふうに思っております。

○高橋委員

まちづくりということですから、中心になるのは建築都市部かなと思います。その点で主導的な立場で、ぜひ、そういう方向で検討していただきたいと思っているのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○建築都市部長

これも、別に窓口が何処だということは毛頭ありません。先ほど言いましたように、全庁的に情報を固める必要があるということが、１つございます。

例えば、住宅マスタープラン、あるいは再生マスタープラン、こういうようなものを考えるときには、当然、いろんな情報が集約されていくわけございまして、このカルテということになりますと、もっと広い範囲が出てくるだろうと思いますので、建築都市部が中心になるのがいいのか、これは、ちょっと違う方向の視点から考えた方がいいのか、こんなこともこれからの課題ではないかと、私は個人的に思っています。

○水道局長

先ほど、石狩西部広域水道企業団の関係で、事業の見直しなのかというご質問がございましたけれども、工務課長から見直しになるような答弁をしましたが、誤解を与えますので、私の方から補足説明をします。

今回の改定案の趣旨は、５年たっても着手しない事業は再評価しなさいということで、旧建設省ですけれども、国交省からの通達に基づいて、今回、札幌と当別が将来人口を考慮して見直しをしました。ですから、この基本協定が、今後、生きてくるということでご理解をと思います。それに伴い、負担割合もこのようになります。

それから、当別ダムからの水量が確定するのは、北海道が第１回定例会に提案する予定の石狩西部広域水道整備計画、これを改定いたしますので、今後、これに基づいて事業が進んでいくということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○武井委員

本来なら、先ほど説明いただきました石狩西部広域水道問題について質問する予定でございましたが、時間も経過しているようですから、この資料をつくるまでに変な努力を申し上げて、質問はいたしません。

長橋３丁目２１、２２番の道路整備方の陳情第13号について

陳情第13号の関連なのですが、国立療養所がいよいよ具体的に動き出しました。先般、保健所からこういう文書が参りまして、来年10月あたりを目途にして云々ということがありました。この13号というのは、国立療養所が身売りをするようなことがあれば、現地の28軒の人たちが往来する道がなくなる、みんな袋小路の中に入ってしまうということで、何とかその対策をしてくれと、これが陳情の趣旨です。

ところが、この陳情は平成11年２定に出ているのですが、その前に私たち建設常任委員は現地視察をしているのです。当時の土木部長は、この陳情どおりの道路敷設が可能だと。ずっと下水道が入っているのですが、下水道の上で技術的には可能だと、視察に行ったときの答弁でした。

いずれにしても、この道路をふさがれてしまったら、どうしようもない。したがって、一体この処置はどうするつもりでいるのか、まず担当者から答弁してください。

○（土木）水沢主幹

陳情第13号に関連して、先ほど委員がおっしゃったように、来年10月１日を目処に新病院を開設ということで、国と北海道済生会が具体的な話合いをして、新病院の基本構想も示された、そういう話を聞いております。

それで、この跡地利用については、一括、済生会に用地が引き継がれ、売却されるということで、基本的に道路については、生活道路は張り付いている地域の皆さんが利用している、そういうことで、閉じ込められないように

ということで、私どもも、その必要性は認めております。

そういう中で、済生会に引き継がれるということですから、今後とも、国と済生会の話合いの状況を見ながら、陳情の趣旨を踏まえ、何とか通行できるような形で、済生会に対応してまいりたいと考えております。

○武井委員

何とかでは困るのです。今もう既に、通行はご遠慮くださいと看板が出ているのを、私は当時の事務長と話してお目こぼしで通っているわけです。そういう状況で計画内容を見ますと、重患、身障者の方も含めて 220床のものができるという内容です。

あの道路は、何のためにある道路か知っていますか。あそこは、身障者や患者の方々の避難道路なのです。避難道路の指定になっているのです。ですから、そこに車が通っていると、いざというときに避難ができないということで、国の監査委員からストップがかかっているのです。そういう事情で通行止めにしたのが当初なのです。

ところが、あなた方は、平成11年7月9日の委員会では、あの土地を取得することに努力すると答弁されたのです。それが、今まで何も進展していない。

いよいよ病院が売られる、移行されるという状況になってきて、一体どういうふうにするのか。本当に、あそこのは、移行する新しい病院が、通っていいと言うのか。しかし、そうすると避難道路はどうなるのかという問題が、当然出てくると思います。ですから、このあたりをあなた方は、案外軽く考えているのじゃないかなと思うのですけれども、答弁願います。

○(土木)水沢主幹

現地の道路は敷地内通路ということで、今まで生活道路として地域の方が使えたということと、避難道路という点もあります。そういう状況の中で、今回、国立療養所から済生会に売却するという中で、私どもも、妙源寺前通線から桜陽高線につなぐ生活道路の一環として、それから、病院が今後どういう形でレイアウトされるか、その辺の詳細がわからないのですけれども、そういうものを総合的に含めて、あの辺の道路の問題というのを、真摯に考えているところでございます。

そういう中で、以前、国療が持っていたときには、そういう地域の要望がありましたけれども、国としては、ここを有償でないと売らない、そういう話もございました。私ども道路管理者としては、無償でくれるのであれば、その部分是对應する、そういうことで、なかなか整理ができない状況にありました。

今回、そういう中で、国から済生会に移る予定があるのですけれども、今、私どもが聞いている中では、道路の問題については、妥協していただけるような話も実は聞いております。ただ、具体的にそういう詳細まで詰めていないものですから、今ここで、こうなるとはっきりは言えないのですけれども、基本的には、その道路の必要性というものは私どもも認めております。

そういう中で、先ほども言いましたけれども、国と済生会の話合いの推移を見ながら、私どもとしては、あの部分を基本的には確保していこうと思っております。

○武井委員

部長答弁がほしいのだが、具体的に、移行する日まで決まっているわけです。ところが、あなた方の対応は、そのつもりだとか、努力するとかという表現にとどまっているわけです。

私は保健所長、市長にも話をしました。これは、こういう道路なのだから、必ず交渉の中で言ってくれということは要望しておきました。陳情は土木部の所管です。しかも、平成11年2定前に、当時の土木部長は、技術的にはこの道路をつくることは可能だ、こういうように視察のときに答弁されているわけです。

そういう意味では、本当にこれを取得することが大丈夫なのか、いつごろを目途にそれができるのか。近所の人は非常に不安がっています。

この28軒の人たちは出る道がない。当初、なぜ28軒の人たちに住宅建設を許可したのかといたら、道路は大正

9年にできた「けもの道」だったのですが、その道路があったから建てたのだと。当時は病院もなかったということで許可したのだそうですが、その後、ああいう病院の敷地になってしまって、現在に至った。

しかも水害まで出ました。平成9年でしたか、水害が出まして、そのときに国立療養所が言ったのは、「小樽市が、あそこのところの道路を直してくれるのであれば」と。北島さんという家に水が2回も流れ込んだ、国立療養所の敷地内の水が。だから、「それを直してくれるのであれば、無償で小樽市に寄附しますよ。」と、ここまで言ったのですが、小樽市は手をつけなかった。結果的には、2回目もまた水がついたので、国立療養所は、思い切って金をかけて、ああいう道路にした。それ以降は、病人の避難道路ですと、こういうことで検査院に指摘されたという経緯になっています。

ですから、こういう経緯を踏まえて、部長は一体どうしようと思っているのか、答弁してください。

○土木部長

11年当時、私も視察に行きます前に、担当の方に、ああいう付替え道路が物理的にどうかと聞きました。

ただ、実態から言うと、新たなルートの整備というのは、道路の勾配の問題とか地形的に難しいものがあると。

では、現状はということになると、まさに生活道路と、委員が今おっしゃられたような国立療養所の避難道路というか、兼用道路みたいになっていますけれども、道路管理者として見た場合には、道路としてももう完全にでき上がっている。地区に定着している。

国立療養所が持っている財産の管理基準とか、いろいろな問題があって、市が整備をすることは、土地を取得するという部分は、難しかったということがあったと思うのですけれども、今回、そうではない規模に変わるということの中で、避難道路と市道との重複利用で何か問題があるかということ、私は、ほかの病院との関係を見ても、問題があるとは思えないと理解しています。

そんなことで、保健所とも連携をして、市道として地区の人が利用できるようにしたいなと思っていますので、時期も迫っているということですから、至急、うちの担当、保健所の担当、済生会で、最終的な方向について議論をしていきたいと思います。

○武井委員

ぜひとも部長の手腕に期待をして、次の質問に移りたいと思います。

市営住宅建替えについて

平成10年に発表しました公共住宅マスタープランがございすけれども、この内容はその後変わっていますか。

○（建都）住宅課長

公共賃貸住宅の再生マスタープランですけれども、これは平成9年度、平成10年3月ですが、基本的には、この中で建設事業を推進しているところでございます。

○武井委員

実は、これは一部変わっているのです。今そういう答弁をしましたけれども、私は直した部分をチェックしたのです。これは、公営住宅審議会の中で、塩谷のB、Cの合併、統廃合するという年度が平成18年が平成17年からということに変わっているのです。あなた方も変わっていますか。

○（建都）住宅課長

塩谷のB、Cについての管理の集約化ということで、C団地に統合するという計画になってございます。

また、今の委員のご質問の17年が18年ということなのですが、私どもは、当初の策定の発表といいいますか、出た段階から、18年から建設という形で実施したいと思っています。

○武井委員

言った言わないといってもしょうがないから、当時の住宅課長と話をしてみてください。俺が正しいか、あなた方が正しいかわかるはずですが、あなた方の手元の、商売人の皆さんの書類が直っていなかったならどうしようもな

いわけだから、そこは話をしてください。そうでないと話が進みませんから。それは後から、何でしたら私に報告してください。

それで、住替えの基準というものがあるのかどうか。新しく市営住宅をつくる場合に住替えをする。出ていってもらって住宅を建てるわけですから、住替えをするときに、何か基準があるのかないのか。

○（建都）住宅課長

住替えの基準、この場合は建替えということでご答弁させていただきます。

基本的には、現地建替えとなりますと、今住んでいる方を一時移動させまして、またそこに戻ってもらう、こういう形になろうかと思えますけれども、同じ容量といいますが、50戸入居という形で同数を建替えする場合には、一度移ってもらって、また戻っていただくということになろうかと思いますが、例えば、100戸に対して50戸の建替えとなりますと、どうしても50戸部分、あるいは入居者の現状にもよりまされども、基本的には、そういった中で公平を期するという観点で、抽選等いろいろな方法があるかと、こういうことは考えています。

○武井委員

あなた方が計画をするのは、公正に思うのです。住宅の計画は。例えば、平成10年ころは勝納の今の2棟の問題がなかったり、あるいはオタモイの住替えは、東小樽のE団地という予定だったとか、いろいろ変遷があることは承知しています。

ところが、今、私は住替えの基準を聞いたのですけれども、現地に行ってみたら、住めば都で動くのが嫌になった、俺は嫌だと、こういう方もいらっしゃいます。あなた方も説明のときに、たしかこれは聞いているはずです。私のところへも来ているのですから。

ところが、今度は、私はどうしても、またもとに戻りたいのだと、オタモイから動かない、こういうものがあるわけです。今、抽選で何だと言っているけれども、どういう整理をしますか。今までどう整理をしてきましたか。

○（建都）住宅課長

実際は、入居者説明会の中で、入居者の意向を第一に尊重しなければならないと考えてございます。

また、移転していただく中には、仮住まいという形をとる方法と、移転先が本来の賃貸というのですか、そういう方法がございます。また戻ってきたいという方もおりますので、当然、そういう対応の中では、民間の借上げ、民間の中で移っていただく、こういったケースも過去にございました。

そういった中では、仮に、オタモイという部分を視野に入れますと、オタモイにつきましては、A、B、Cがありますけれども、市が用途廃止ということになりますと、そこが1つの仮住居というのですか、そういう形で、そこを確保しながら、建替えするところの入居者を、一時仮住まいという形で移転させる。

あるいは、委員がおっしゃったとおり、勝納住宅を建設してございますので、当然、入居として希望なさる方はそこに行っていいただいて、移動回数というのですか、この辺の負担について、できるだけ軽減を図るべく十分に入居者の意向を聞きながら進めたい、こういうふうには考えてございます。

○武井委員

先ほど古沢質問にも答弁があったようですが、これから新しいものは、どうしても、バリアフリーとか、近代的な建物になる。5階になったら、エレベーターがつくのは当然みたいになってくるのだらうと思います。

ですから、そういうところに移っていったら、もう動きたくないというか、今は雪を踏まないでも行けるような住宅ですから、新しいところに移ってしまったら、戻るのは嫌だとか、そういう人があると思います。オタモイの場合は3階より建てられないと、これから、3階でもエレベーターをつけるのかどうなのか、わかりませんけれども、本来は5階以上はつけるというような基本があったようです。

いずれにしても、住んでしまったら動くのが嫌だとか、こういうものは、市民のわがままとは言いませんけれども、人間の本能だと思うのです。ですから、そういう意味では、今、基準について聞きましたけれども、少し流動

的な基準、きちっとしたものじゃなくて、ケース・バイ・ケースといいますか、流動的なものがあるような気がいたしましたし、こういうものは、住民の合意、協力を得ないとできない問題ですから、ぜひ、杓子定規でなくて、多少の流動性を持たせた処置をしてほしい、こう思いますが、よろしいですか。

○（建都）住宅課長

確かに、そういった形では、利便性の高いところは、価格が高くなるだろうとは思いますが、実際、私も、長橋B団地を移転させてございます。

そういった中では、新しい住宅になると、傾斜家賃はございますけれども、賃料が、例えば、オタモイであれば今は4、5千円ですが、新しいところで1LDKになると2万円ということで、その中での希望というのは、100パーセント新しいところに行けるのかということ、そうでもないのかなと。

いずれにいたしましても、今言った入居者の意向を聞きながら、ある程度、そういった弾力性を持って進んでいきたいというふうには考えております。

○武井委員

ぜひとも、そういう方向で進んで、少しでも話がうまくまとまってできるように、お願いをしておきます。

出抜小路について

前にも質問していますが、出抜小路の当初の計画予算は、一体幾らだったのか、お答えください。

○（建都）都市環境デザイン課長

出抜小路の当初の計画予算ということなのですが、全体事業費という意味でしょうか。

○武井委員

出抜小路に対する予算というものが、あったのでしょうか。

○（建都）都市環境デザイン課長

いろいろ資料を調べておりますけれども、全体事業費は約2,000万円を用意してございます。

ただ、全体整備事業費という話になりますと、電線類の地中化とか、もろもろの条件がございまして、総体の事業費につきましては、ちょっと把握できておりません。

○武井委員

それでは、質問を変えますが、今まで要した費用は幾らですか。

○（建都）都市環境デザイン課長

平成3年から平成8年までにおきます事業費で、約3,300万円になってございます。

○武井委員

5年間で3,300万円を使っているとのことですが、ここまで金を使っていながら、なぜこれ以上進まないのか、事業が進まない理由について大きな問題を2、3点、挙げてみてください。

○（建都）都市環境デザイン課長

出抜小路の事業化に向けて、地元組織づくりを行ってございます。

まず、学識経験者から成るまちづくり研究会を設置しています。それから、地元の代表から成る、まちづくり協議会などを設置してございます。そういった中で、研究会につきましては14回の開催、それから、協議会につきましても、17回ほどの論議を重ねてきてございます。

出抜小路の沿線につきましては、運輸・倉庫系、商業系、飲食店、宿泊施設、駐車場といった、多種多様の業態が並んでございます。

そういった中で、一番ネックになった部分というのは、歩行者専用道路としての位置づけ、そうすることによりまず交通規制、さらには、一方通行等の問題にかかわります交通規制の問題、それから、3.6メートルの市道用地内に、越境している部分が一部見られたと聞いてますけれども、この辺の都市計画決定におきます補償問題、それ

から、ポケットパークとか広場等の計画もございましたが、その辺の施設の代替地問題、こういった問題がネックとなりまして、休止状態と聞いてございます。

○武井委員

歩行者専用道路も大きなネックの1つだ、こういうことですが、当然、公安委員会との関係が出てくると思うのです。そうしますと、例えば、今、ここにこういう業者もいますと、ずっと並べていただきましたが、こういう業者がいる以上は、歩行者天国で、24時間、車を通すなといったって、これはできないです。

そうすると、今、ストップしていると言いますけれども、むしろ、これ以上進まないのじゃないかという気がするのです。これは、歩行者天国には絶対できないのです。歩行者天国にしたならば、公安委員会がうんと言わないわけですし、あるいは、車が通れないとなれば、業者がうんと言わない。しかも、一部狭いところもある。3.6メートルでは車が行き交うこともできないということもあるでしょう。

だから、いずれにしても、これはあきらめざるを得ないのではないかと思いますのですけれども、いかがですか。まだ、それでもやるつもりですか。

○建築都市部長

出抜小路の関係については、いろいろな経緯がございます。今、武井議員もおっしゃったように、当時、かなり積極的に、出抜小路の整備が必要だという考え方から、道で、平成3年に、この地域は戦略プロジェクトの、歴史を生かす街並み整備拠点地区に指定を受けております。

こういう中で、この整備を早くしようという動きがあったわけですが、今言いましたように、例えば、あそこの整備をするときには、どういう手法があるかということになりますと、相当大きな単独費でやるということは、到底、無理だろう。国の補助を受けなければならないという中で、散策路として都市計画決定を受ければ、国の補助金を導入でき、整備が早く進むだろう。こういう考え方が、まず1つあったわけです。

これについては、3.6メートルという非常に狭い道路でございます。それから、当時、企業が張りついていた。

また、民間のアパートもあるということから、いろいろと地域で議論した中では、今おっしゃったように、車が通れないようでは困る。こういう話も現実にございまして、その処方として、例えば、縦通から抜けられないとか、あるいは、地下に電線を入れるという話も、相当、金がかかるという試算があったものですから、例えば、臨港線から引っ張れないか、堺町本通から引っ張れないかということで、出抜小路の部分の電柱をとってしまう、こういうことも、随分いろいろ議論をした経過があります。

残念ながら、今言ったような課題が残っていて、現実の問題として、今すぐ考えるのはなかなか難しいと、先般の特別委員会でもご答弁させてもらっているのですが、基本的には、休止という形で現在あります。

シェイプアップ・マイタウン計画の中に、出抜小路の整備ということは位置づけられていたわけですが、見直しをかけて、出抜小路の熟度がまだ十分でない、これはすぐにやらなければならないかとなると、緊急度も薄いということで、街なか活性化計画では落としたということがあられるわけです。

これを整備するとすれば、今言った都市計画決定を受けるかということが1つあります。これは、理由が足りないのではないかと。もし、それが無理だとしたら、単独費で可能かどうか、こういうこともあります。

あの道路は、実は、非常に大事な道路だという位置づけで動いてまして、小樽らしい小路として必要性は十分あるだろう、そういう認識で動いてきたわけです。今はどうなのかというと、私は、個人的に言いますと、あの小路を生かしたとすると、相当いろいろなものが見えてくるだろうとは思いますが。

ただ、どこに焦点を当てるかによって相当違うわけです。例えば、まちづくりというのは市民がまず基本であるということになれば、あそこの道路については、緊急度が非常に薄いと言わざるを得ないと思います。

逆に、観光客というものを対象にして考え、経済の活性化につなげていける要素がある、こういう判断をしたときには、また緊急度が増すかもしれません。

そういう中で、今、整理がされていないという状況でございます、当面は、休止ということですが、大きな課題としては、小樽市の財政状況、こんなものも当然あるのだろうというふうに思います。

○武井委員

あなた方は、なかなか、やめたとは言えない。例えば、あの計画の中身を見ますと、○、□という印がついていたのです。この出抜小路は□になっているわけです。でも悪いというのですから、□と叫べたら、もうどうしようもないのではないかと。

しかも、3,300万円も使ったものを、歩行者天国にはできない、車は入れられない。そうかといって、業者はこの計画に惚れ込んで、みんな店を開いている。こういう状況で、部長が、ほかの小路から入るところがないかと言ったって、堺町は一方通行になっていて、どちらから行ったって、これは大変だと思うのです。

だから、市の首脳部で話をして、切るものなら切ってしまうとか、何かしないと、灰色になったまま中止だと。

部長は自分のときに廃止するのは嫌だから、次に先送りするかもしれないけれども、いいかげん、はっきりした方がいいのじゃないか。シェイプアップ・マイタウンからも落としたいというのですから、いつになるか、計画も立たないのじゃないか。こんなものは、予算を含めて、これは仕様がなからシャッポを脱ぎますというふうにした方がいいのじゃないですか。

○建築都市部長

いろいろな考え方があると思います。現地の価値をどう見るかということもありますし、また、将来的に変化するかもしれません。例えば、企業の張りつきが、大分薄くなっていると。観光客を相手にしたソフトクリーム屋さんとか、手づくり団子屋さんとかの店も若干減ってきている。

それから、現地の整備については、当時は非常に大事な道路ということで、まして、若干カーブを描いていて、手で触りながら歩ける、要するに、石造倉庫を触りながら歩くということは、どこにもないだろうとか、こんな意味で、小樽にとっては非常に変わったというか、あるいは全国的に考えたときに非常に特色のある小路だろう、こういう認識がありますので、廃止するのは、私の段階では言えないからというのは、ちょっと違うので、私としては、どう考えるかということが1つあって、そして、それは将来にどう結びつけるのかということ、きちっと判断した中で結論を出すべきだろうと思いますので、余り結論を急ぐわけにはいかないのです。

○武井委員

いずれまた、質問いたしますから、それまでに腹を決めておいてください。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後6時00分

再開 午後6時26分

○委員長

これより一括討論に入ります。共産党。

○古沢委員

継続審査中の案件が17件ありますが、すべてについて、願意妥当、採択を求めたいと思います。

陳情と請願、合わせて17件のうち、ロードヒーティングの敷設を求めるものは11件です。そのほか、道路整備、踏切の拡幅、これらに関するものがそれぞれ2件、除排雪、河川整備に関するものが1件であります。

しかも、このうちの半数以上は、平成11年第2定で陳情が提出されているものです。つまり、新しい議会構成の最初に、多くの市民が、多くの願いを議会に寄せてきている、そうした案件が、今なお、10回の定例会を重ねて、長期間、継続審査という名のもとで、事実上、棚上げされているものであります。

極めて残念なのは、画期的な出来事を今回は期待いたしました。陳情案件の13号については、採択されるのでは

というふうに期待しましたが、これは次回に期待を持ち越して、次回は、ぜひ、継続から採択される案件が1件でも多く出るように願いつつ、討論いたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第24号、第29号、第43号、第62号について、一括採決します。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。よって、継続審査と決しました。

次に、陳情第21号、第52号について、採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。よって、継続審査と決しました。

本日は、これをもって散会します。

散会 午後6時31分